

平成 30 年度 消除予定添加物名簿

番号	名称
1	イタコン酸
2	魚鱗箔(魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。)
3	クーロー色素(ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。)
4	香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。)
5	骨炭色素(骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
6	ゴマ柄灰抽出物(ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)
7	シアナット色素(シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。)
8	フェリチン
9	ヘゴ・イチョウ抽出物(イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。)
10	レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)

※ 「消除予定添加物名簿」(平成 31 年厚生労働省告示第 45 号)として平成 31 年 2 月 28 日に公示されているところ。